

第4次札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画（案） に対するご意見の概要と札幌市の考え方

1 ご意見募集の実施概要

(1) 意見募集期間

令和6年（2024年）11月25日（月）から
 令和6年（2024年）12月24日（火）まで

(2) 意見提出方法

郵送、ファクス、持参、電子メール又はホームページ（ご意見募集フォーム）

(3) 配布資料

第4次札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画（案）

(4) 資料の配布・公表場所

- ・札幌市役所本庁舎2階（市政刊行物コーナー）、13階（区政課）
- ・各区役所市民部総務企画課広聴係
- ・各まちづくりセンター
- ・札幌市公式ホームページ

2 提出者及びご意見の内訳

(1) 提出者数及びご意見の件数

ア 意見者数	2人、1団体
イ ご意見の件数	13件

(2) 提出方法

ア 持参	0人
イ 電子メール	0人
ウ ファクス	0人
エ 郵送	0人
オ ホームページ	2人、1団体

(3) ご意見の内訳（案の項目に沿って分類）

ア 「第1章 計画の策定にあたって」に関するもの	5件
イ 「第2章 犯罪の現状と課題」に関するもの	1件
ウ 「第3章 計画の構成」に関するもの	0件
エ 「第4章 計画体系と取組」に関するもの	6件
オ 「第5章 計画の推進体制」に関するもの	0件
カ その他	1件

3 ご意見の概要と市の考え方

(1) 「第1章 計画の策定にあたって」に関すること

ご意見の概要	市の考え方
基本計画（案）のうち、犯罪被害者等支援に係る部分は全て削除すべきである。本来なら基本計画（案）の策定前に「安全・安心条例」の改正等により、犯罪被害者等支援に関する全てを「安全・安心条例」から完全に切り離す必要がある。	本計画は、札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する条例に基づく地域防犯の推進に関する計画と、札幌市犯罪被害者等支援条例に基づく犯罪被害者等に対する支援に関する計画から構成される予定です。また、札幌市犯罪被害者等支援条例の制定に際し、札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例から犯罪被害者等支援に関する部分を削除する改正をいたしました。
犯罪被害者等支援条例の制定後に策定する計画なのか、犯罪被害者等支援条例の制定に伴う支援計画なのか分からない。	本計画は、札幌市犯罪被害者等支援条例に規定する目的を総合的かつ計画的に推進するための計画と位置付けられるため、同条例の制定後に策定するものです。
犯罪のない安全で安心なまちづくりと犯罪被害者等への支援が「類似の分野」という認識が間違っている。「結局は同じ理念・計画・制度・要綱を共有するのだからやることは変わらない」との考えだとすれば、それは論理の飛躍である。	本計画は、計画全体の基本目標を「犯罪のない安全に安心して暮らせるまちの実現」と定めています。 札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する条例においては、安全で安心なまちづくりの推進に関する事項を定めることにより、安全に安心して暮らせるまちの実現に寄与することを目的とし、札幌市犯罪被害者等支援条例においては、犯罪被害者等の支援に関し、基本的施策等を定めることにより、犯罪被害者等の個人としての尊厳の保持及び権利の保護を図るとともに、安全に安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的としていることから、共通の目的の達成のため、札幌市としては、同一の基本計画において取組を推進してまいりたいと考えております。
「安全で安心なまちづくり」は、「被害者（犯罪被害者・事故被害者・災害被災者・紛争等による難民、国内避難民等）」を支援・援助・擁護するシステム（施策・体制）が整っている上でこそ成り立ち、この点で関係性はあるが、政策論での優先性（緊急性）や具体性は大きく異なり、決して並列に扱うことではない。犯罪被害者等への支援策は	札幌市犯罪被害者等支援条例においては、札幌市が、犯罪被害者等の支援に関し基本理念を定め、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、基本的施策等を定めることにより、犯罪被害者等の個人としての尊厳の保持及び権利の保護を図るとともに、安全に安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的としています。

「今、苦しんでいる人、苦しみ続けて救われない人に手を差し伸べる」ことであって、市民が「安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与する」ことではない。	
犯罪被害者等が「社会に寄与する」ことがあるとすれば、そして、行政が有効性の高い持続的な防犯対策を策定するなら、被害者等を憐れみの対象ではなく、権利の主体として遇し、「声」をきちんと恒常的に発することができる機会と条件を整えることだ。	犯罪被害者等の支援にあたっては、札幌市が、支援の基本方針・施策等を定めることによって、犯罪被害者等の個人としての尊厳の保持及び権利の保護を図るとともに、安全に安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的としています。 頂いたご意見につきましては、今後の犯罪被害者等への支援策を実施・検討するにあたり参考にさせていただきます。

(2) 「第2章 犯罪の現状と課題」に関すること

ご意見の概要	市の考え方
町内会が設置する防犯カメラの設置補助が進んでいないのは、住民のプライバシーに対する危惧が現れていることを認識すべきである。防犯カメラの設置については、データ管理、提供先、責任の所在、更新ランニングコスト負担についても住民に明らかにして住民本位で検討すべきで計画の見直しが必要である。	防犯カメラ設置補助の申請にあたりましては、町内会における設置の合意形成や、「防犯カメラの管理及び運用に関する基準」の作成を要件としています。この管理運用基準では、画像の適切な管理、プライバシーの保護、画像の提供などについてルールを定めることとしています。また、撮影画像に住宅の玄関や窓といった私的な空間が映り込む場合は、映り込む住宅の住人からの同意か、当該空間の映り込みを制限するマスキング処理を求めています。 これらの点につきましては、「防犯カメラ設置補助金申請の手引き」において、防犯カメラの維持管理にかかる費用の目安とともに掲載しています。町内会に利用しやすい制度となるよう、引き続き情報の発信に取り組んでまいります。

(3) 「第4章 計画体系と取組」に関すること

ご意見の概要	市の考え方
現代の犯罪の多くは個人情報漏洩、経済格差、スマートフォンなどのツールの発達に伴うものが多くなっていることから、分断を生む経済格差の縮小や幼少期からの法律教育をやるべきと考える。	犯罪は様々な要因で発生することから、札幌市といたしましては、市民の安全で安心なまちづくりに関する理解を深めるため、対象者に応じた手法を検討し、出前講座等の機会においてきめ細かく広報啓発を実施してまいります。 頂いたご意見につきましては、今後の広報啓発を実施・検討するにあたり参考にさせていただきます。
地下鉄車内防犯カメラの設置は、スマートフォンの利用や乗降妨害などのマナー違反に対し、音声で自動警告しなければマナー違反の防止に実効性はない。	地下鉄車内防犯カメラは、防犯カメラの存在を確認させることにより、自身が撮られていることを意識させることで、車内での犯罪や迷惑行為、マナー違反の実行を思いとどらせる効果を期待し、設置しております。 音声での自動警告を実施する予定はございませんが、交通局ではマナーキャンペーンの実施や、車内や駅構内におけるアナウンス等により、乗車マナーの啓発に取り組んでいるところです。マナー浸透のためには継続的な呼びかけが必要であると考えておりますことから、今後も皆様から頂いたご意見も参考とさせていただきますながら、より効果的なものとなるよう取り組んでまいります。
地下鉄の専用席とその前のつり革の位置における携帯電話やスマートフォン等の使用について、注意を無視し続けたり反発して文句を言う乗客がおり、その場合は非常通報ボタンを押さざるを得ない。非常通報ボタンを押した者も駅事務室に来るよう言われるが、地下鉄車内防犯カメラを設置した場合、「非常通報ボタンを押した側は何も悪くないので、下車する必要はない。」とホームページに明示するのか。	非常通報ボタンが押下された際は、押された状況を確認するため、必要があれば下車をしていただき、状況を確認させていただいておりますので、ご理解ご協力をお願いいたします。
地下鉄においてヘッドホンからの音漏れに対しては、音声の自動警告は聞こえないため、マナー違反の防止に実効性はない。	音声での自動警告を実施する予定はございませんが、交通局ではマナーキャンペーンの実施や、車内や駅構内におけるアナウンス等により、乗車マナーの啓発に取り組んでいるところです。マナー浸透のためには継続的な

	呼びかけが必要であると考えておりますことから、今後も皆様から頂いたご意見も参考とさせていただきながら、より効果的なものとなるよう取り組んでまいります。
地下鉄車内防犯カメラの設置は、人権侵害やプライバシーの侵害にあたることから、「地下鉄車内防犯カメラに映らないよう、車内で傘を差すのは許される」とのルールを明確化すべき。	地下鉄車内防犯カメラで撮影した映像は個人情報にあたるため、その管理については、プライバシーの保護にも配慮しながら、「個人情報の保護に関する法律」等の関係法令を遵守し、適切に取り組んでまいります。
地下鉄車内にカメラを順次設置する計画だが、具体的内容が公表されていない。そのデータについても、データの蓄積期間、データの提供、問い合わせ窓口の設置が必要である。地下鉄を利用する乗客全員がカメラで映され、データとして蓄積されるから、公表とプライバシー保護に十分な配慮が必要だ。	地下鉄車内防犯カメラについては、令和6年（2024年）10月から、東豊線を皮切りに順次設置を進めております。 データの管理については、交通局が行っており、保存期間については、一定期間保存された後、保存期間を経過した画像は速やかに消去されています。また、地下鉄車内防犯カメラに関する専用窓口の設置予定はありませんので、問合せの際は、交通局業務課までご連絡願います。 プライバシー保護の配慮については、「個人情報の保護に関する法律」等の関係法令を遵守し、適切に取り組んでまいります。

(4) その他 ※参考意見として、趣旨のみ掲載します。

ご意見の概要

「全国犯罪被害者の会（通称あすの会）」の設立や「犯罪被害者等基本法」の成立により、犯罪の被害者・遺族・家族の苦しみを初めて日本社会が認識し、「犯罪被害者」という言葉が定着し始めた時期と、犯罪認知件数の減少は比例し、重なっている。「犯罪機会論」からも「犯罪原因論」からも、被害者の「声」は犯罪抑止にとって重要であることの証左だ。

犯罪認知件数が増加に転じたのは、ある程度の法制度が改正されて権利が確立したことで、メディア等での被害者等の「声」そのものの扱いが減少した背景もあると考えられる。